

# 無登録業者、登録詐称業者にご注意ください！

近年、無登録業者が、「必ず儲かる」、「元本を保証する」などと称して未公開株や社債の勧誘を行ったり、過去に未公開株の購入で被害を受けた人に「過去に購入した株を買い取って被害を回復する」などと称して、別の未公開株（社債）の購入や手数料の支払いを要求するといった事例が増えています。

また、最近では、無登録業者が、登録を受けた金融商品取引業者【東海財務局長（金商）第●●号】や金融商品仲介業者【東海財務局長（金仲）第▲▲号】の名前や登録番号を詐称しているとの情報も寄せられています。

未公開株や社債等の取引を持ちかけられた場合には、相手の業者名、登録番号だけでなく、所在地や連絡先等の詳細情報を当局ホームページで確認し、疑わしい場合には当局、消費者センターなどに御相談ください。

**お金を支払う前に  
まず御相談を！**



お問合せ先

東海財務局 金融ほっとライン（東海）（平日 9：00～12：00、13：00～17：00）  
TEL 052-951-9620

金融庁 金融サービス利用者相談室（平日 10：00～17：00）  
TEL 0570-016-811（IP電話、PHSからは03-5251-6811）